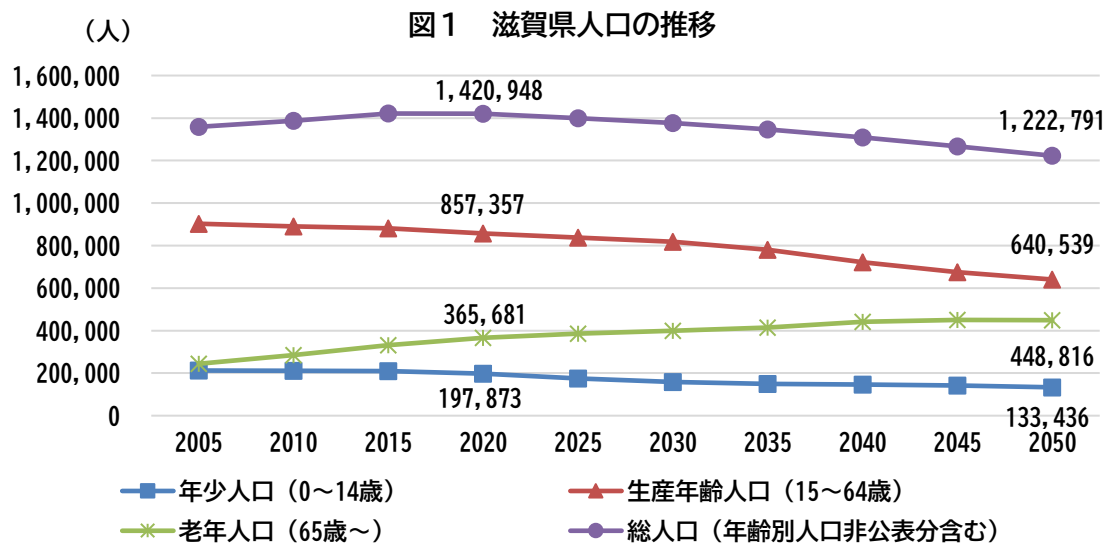


第2章 改定の背景

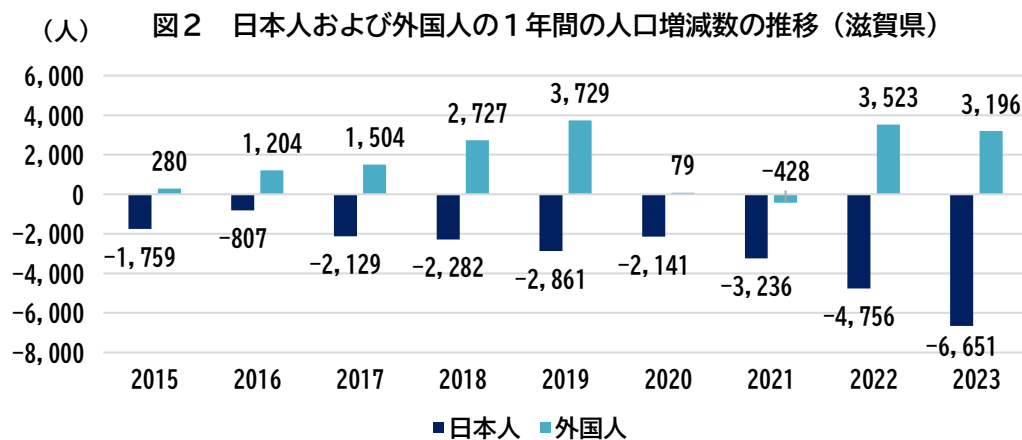
1 滋賀県の現況

(1) 滋賀県人口の推移

- 本県の人口は、平成 25 年（2013 年）ごろをピークに人口減少局面に入っており、老年人口が増える中、年少人口および生産年齢人口は減少し続け、2050 年には総人口がピーク時から 14%ほど少ない約 122 万人となり、高齢化率は 36%を超えると推計されています。（図 1）
- 本県の 1 年間の人口増減数を見ると、日本人は毎年減少しており、外国人の増加によって、県人口は微増または微減に留まっています。（図 2）



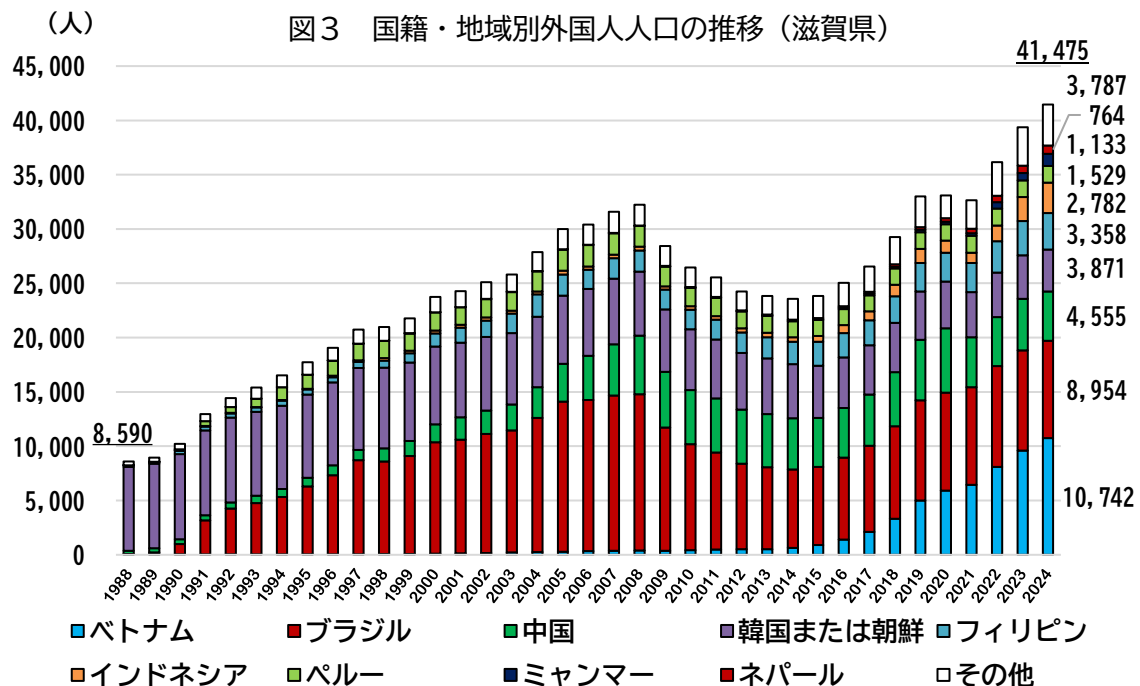
（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年 1 月 1 日現在）
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」（2025 年～2050 年）



（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年 1 月 1 日現在）

（２） 外国人人口の推移

- 令和 6 年（2024 年）12 月末現在、滋賀県の外国人人口は 41,475 人で、平成 26 年（2014 年）以降、令和 3 年（2021 年）を除き、増加傾向が続いています。（図 3）
- 県内に在住する外国人は 97 の国・地域の国籍から成ります。その中では、ベトナム、ブラジル、中国の順に多く、この 3 か国で県内の外国人人口の約 58%を占めています。近年の傾向としては、ベトナムが最も増加しており、インドネシアやミャンマーも増加しています。
- 県全体の外国人人口の割合は 2.95%で、県民のおよそ 34 人に 1 人が外国人です。市町別では、最も多い湖南市で 7.42%、その他 7 市町が県平均を超えています。（表 1）
- 令和 6 年（2024 年）1 月 1 日現在、滋賀県の外国人人口は全国で 19 番目に多く、外国人人口の割合は全国で 13 番目に高い状況です。（図 4、図 5）
- 年齢別にみると男女共に 20 代から 30 代が突出して多く、また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人も暮らしています。（図 6）
- 在留資格別にみると「永住者⁶」が最も多く、「就労が認められる在留資格（技能実習、技術・人文知識・国際業務、特定技能）」や「家族滞在」の資格が増加しています。（図 7）
- 国籍・地域別に在留資格をみると、ベトナムは約 77%が「就労が認められる在留資格」で、ブラジルはほぼ「身分に基づく在留資格（永住者、定住者、日本人の配偶者等⁷、永住者の配偶者等⁸）」、中国は約 49%が「身分に基づく在留資格」で、韓国・朝鮮は約 79%が「特別永住者⁹」、フィリピンは約 68%が「身分に基づく在留資格」となっています。（図 8）



（出典）滋賀県総合企画部国際課「外国人の住民基本台帳人口調査」（各年 12 月末現在）

（注）住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成 23 年以前は外国人登録者数

表1 市町別外国人人口数および割合（滋賀県）

自治体名	外国人人口 (単位:人)	総人口 (単位:人)	総人口に占める 外国人の割合
滋賀県	41,475	1,405,194	2.95%
大津市	5,579	343,600	1.62%
彦根市	3,874	110,878	3.49%
長浜市	4,058	112,294	3.61%
近江八幡市	2,231	81,925	2.72%
草津市	3,552	140,515	2.53%
守山市	1,237	85,881	1.44%
栗東市	1,732	70,412	2.46%
甲賀市	4,741	87,741	5.40%
野洲市	1,152	50,607	2.28%
湖南市	4,011	54,030	7.42%
高島市	848	45,183	1.88%
東近江市	4,937	111,349	4.43%
米原市	697	36,933	1.89%
日野町	974	20,699	4.71%
竜王町	236	11,239	2.10%
愛荘町	1,188	21,037	5.65%
豊郷町	260	7,115	3.65%
甲良町	109	6,410	1.70%
多賀町	59	7,346	0.80%

※総人口に占める外国人の割合が県平均を上回る8市町を網かけ

（出典）滋賀県総合企画部国際課「外国人の住民基本台帳人口調査」（令和6年12月末現在）

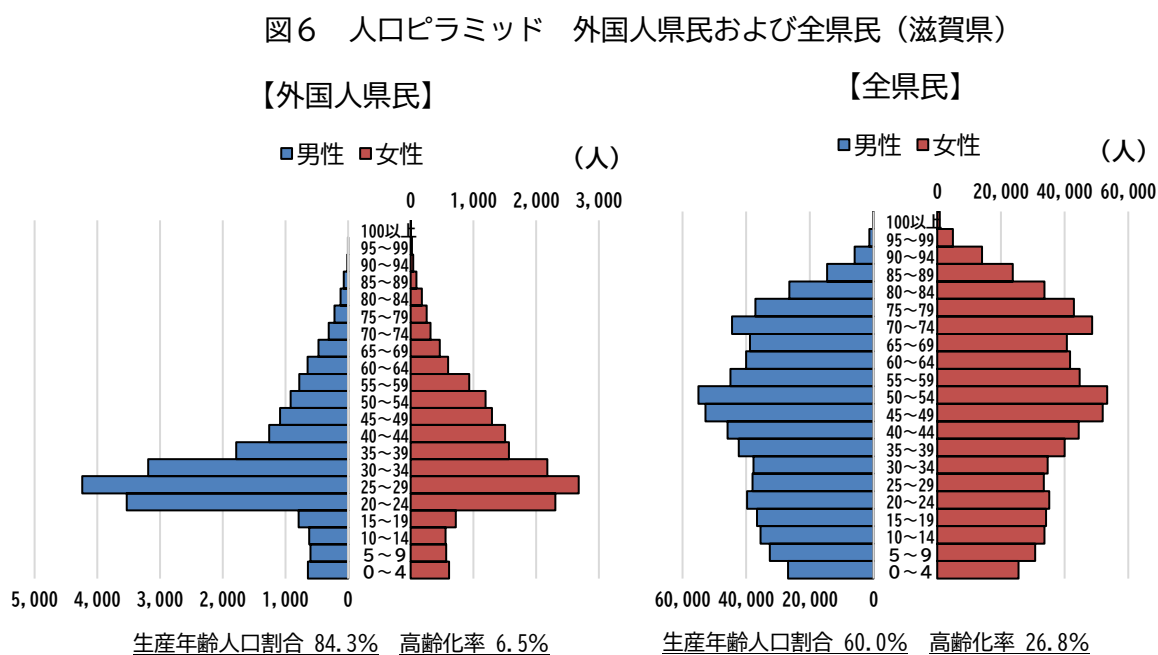
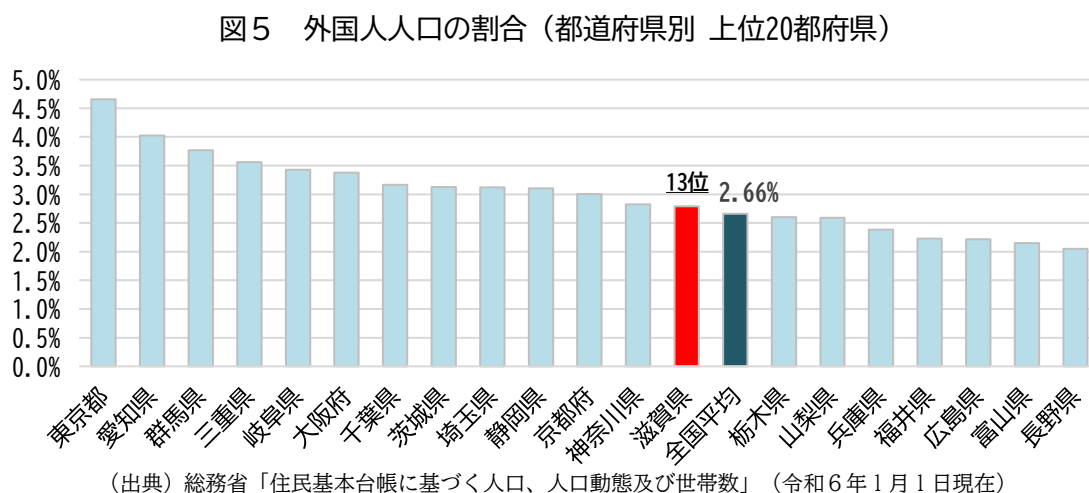
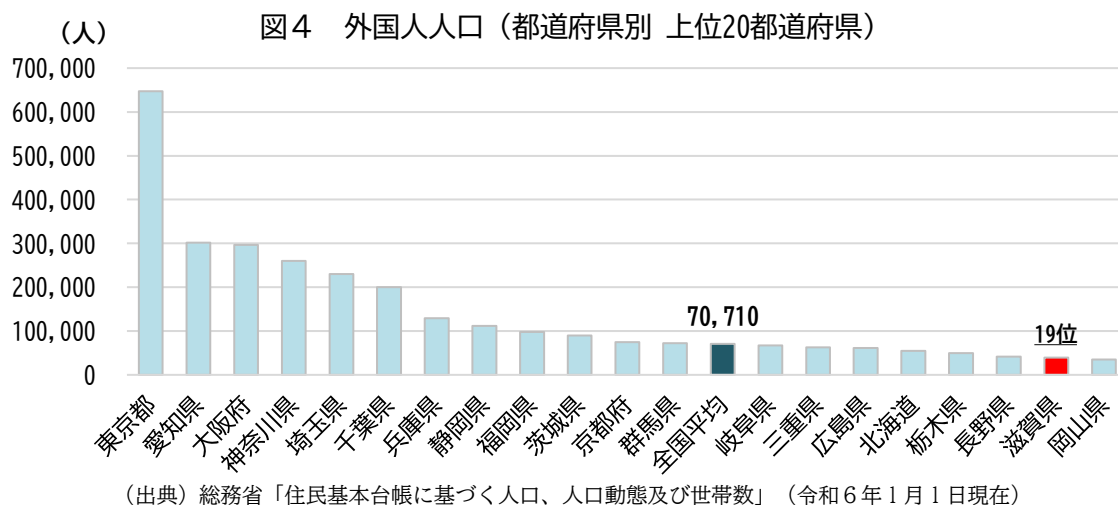
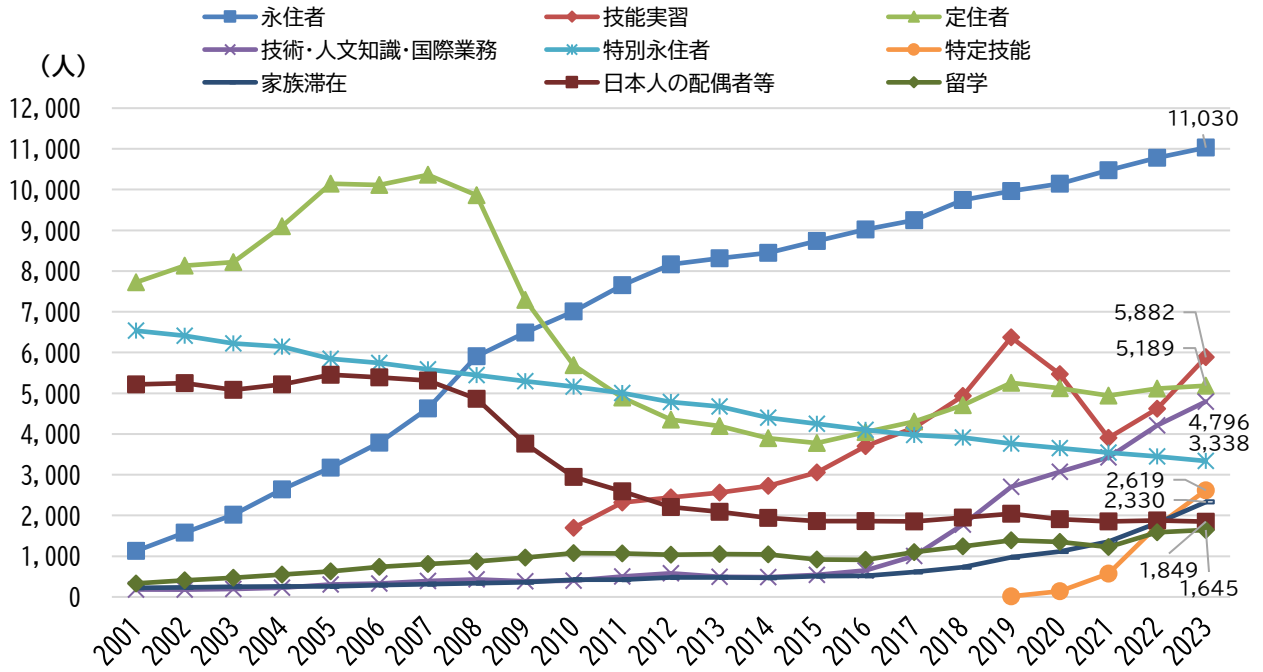
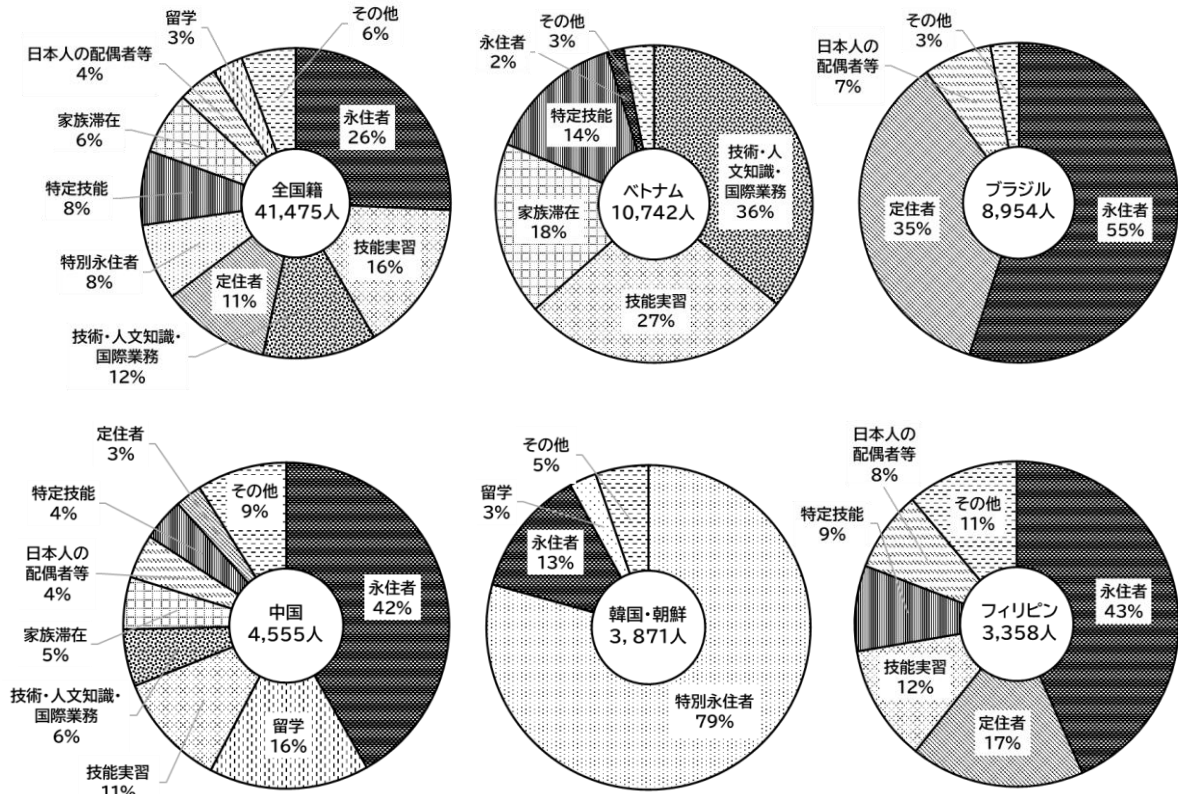


図7 主な在留資格別外国人県民数の推移（滋賀県）



（出典）法務省「在留外国人統計」（各年12月末現在）

図8 主な国籍別、在留資格別外国人県民数の割合（滋賀県）

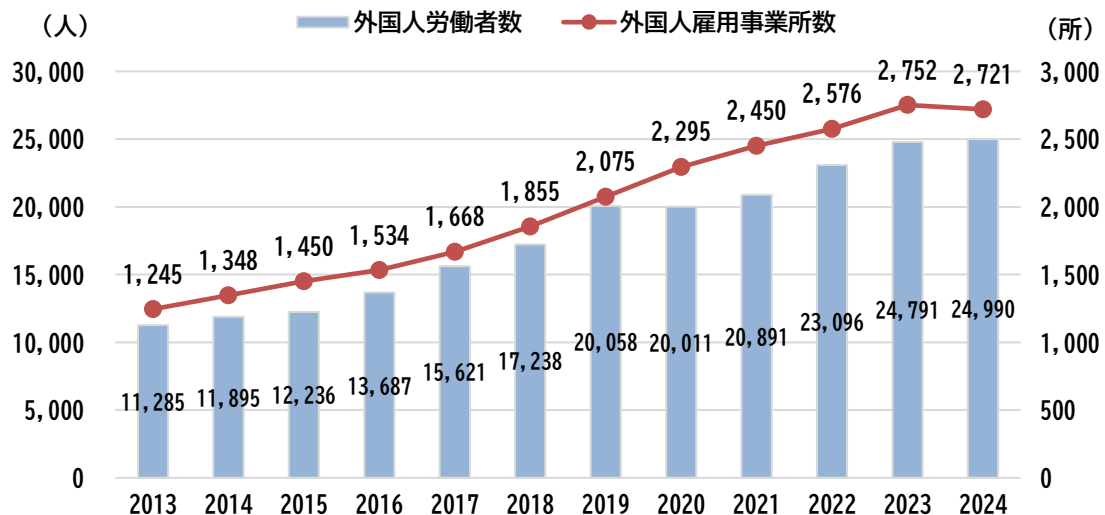


（出典）滋賀県総合企画部国際課「外国人の住民基本台帳人口調査」（令和6年12月末現在）

（３） 外国人労働者等の推移

- 外国人労働者数は増加傾向にあり、令和６年（２０２４年）には過去最多となっています。（図９）
- 令和３年（２０２１年）時点で、外国人労働者数は県内全労働者数の約３％を占め、外国人を雇用する事業所は県内事業所の約５％となっています。
- 本県は全労働者のうち派遣事業で雇用されている割合が他の都道府県と比べて高く、この傾向は県内外国人労働者のうち派遣・請負事業で雇用されている割合でも同様です。令和６年（２０２４年）時点では３７．２％で、特に小規模な事業所の割合が高いです。（表２）
- 産業別では、事業所に雇用される労働者のうちが約４６％を製造業が、約２８％をサービス業が占めています。（図１０）
- 資格別では、「身分に基づく在留資格」が約４２％、「就労が認められる在留資格」が約５３％を占めています。（図１１）

図９ 外国人労働者数および外国人雇用事業所数の推移（滋賀県）



（出典）厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（令和６年１０月末現在）

表２ 事業所規模別・外国人雇用事業所数および外国人労働者数（滋賀県）

		事業所数	うち派遣・ 請負事業所 [比率]	構成比	外国人労働者数	うち派遣・ 請負事業所 [比率]	構成比
全事業所規模計		2,721	371 [13.6%]	100.0%	24,990	9,300 [37.2%]	100.0%
事業所労働者数	30人未満	1,514	177 [11.7%]	55.6%	7,966	3,199 [40.2%]	31.9%
	30～99人	635	121 [19.1%]	23.3%	6,588	2,814 [42.7%]	26.4%
	100～499人	350	60 [17.1%]	12.9%	8,347	3,098 [37.1%]	33.4%
	500人以上	93	11 [11.8%]	3.4%	1,820	185 [10.2%]	7.3%
	不明	129	2 [1.6%]	4.7%	269	4 [1.5%]	1.1%

（出典）厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（令和６年１０月末現在）

図10 産業分類別外国人労働者数（滋賀県）

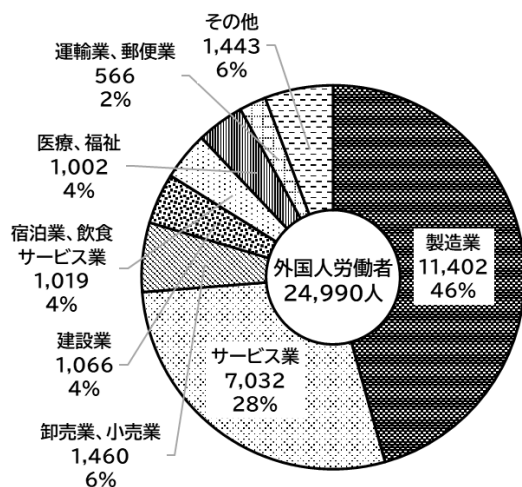
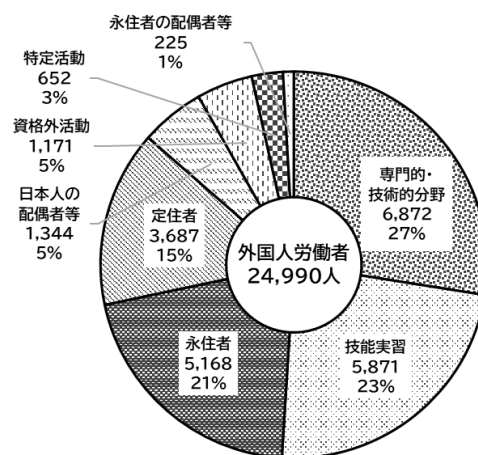


図11 在留資格別外国人労働者数（滋賀県）

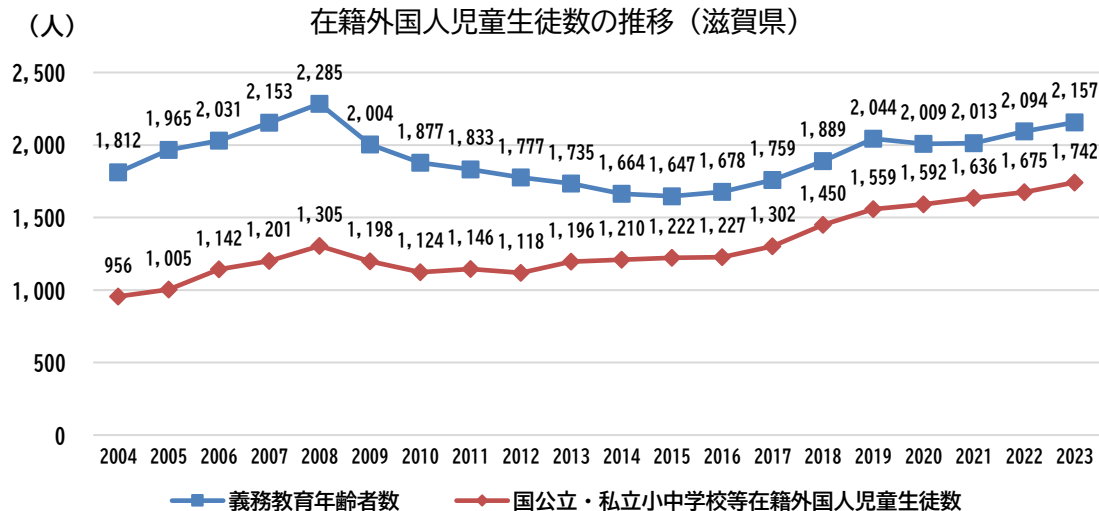


（出典）厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（令和6年10月末現在）

（4）外国人児童生徒数等の推移

- 県内の国公立・私立小中学校等へ通っている外国人児童生徒数は、平成25年（2013年）から増加傾向が続き、令和5年（2023年）が1,742人と過去最多となっています。県内で外国籍の義務教育年齢の子どもが通っている割合は、平成16年（2004年）が約53%、令和5年（2023年）が約81%であり、大幅に増加しています。（図12）
- 公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数（日本国籍含む）は増加傾向で、令和5年（2023年）には1,767人となっています。（図13）
- 日本語指導が必要な児童生徒数（日本国籍含む）を母語¹⁰別にみると、ポルトガル語が約55%、スペイン語が約14%で、両言語で約69%となっています。（図14）

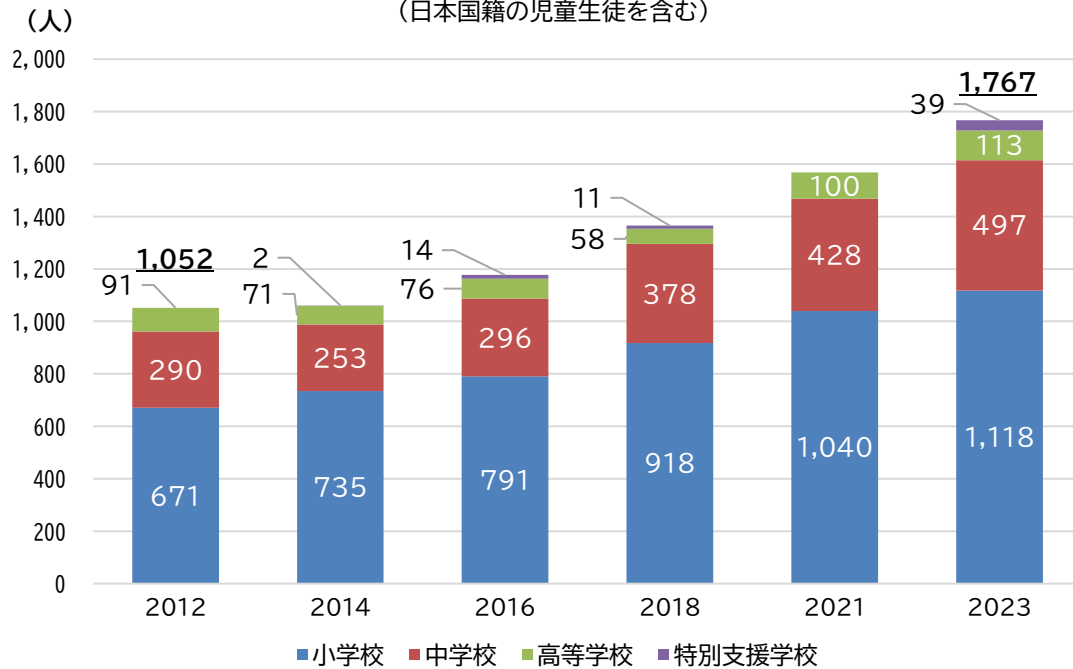
図12 義務教育年齢外国人県民数および国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数の推移（滋賀県）



（出典）義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」（各年12月末現在）

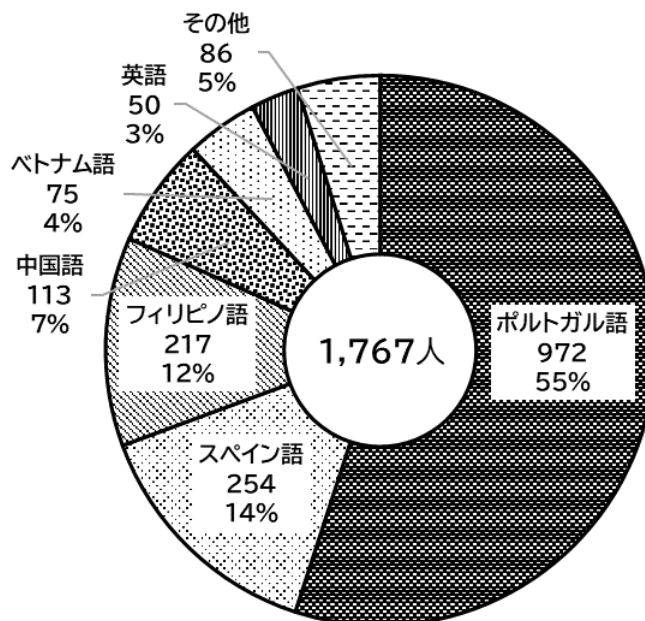
国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」（各年5月1日現在）

図13 公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数の推移（滋賀県）
（日本国籍の児童生徒を含む）



（出典）文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」（各年5月1日現在）

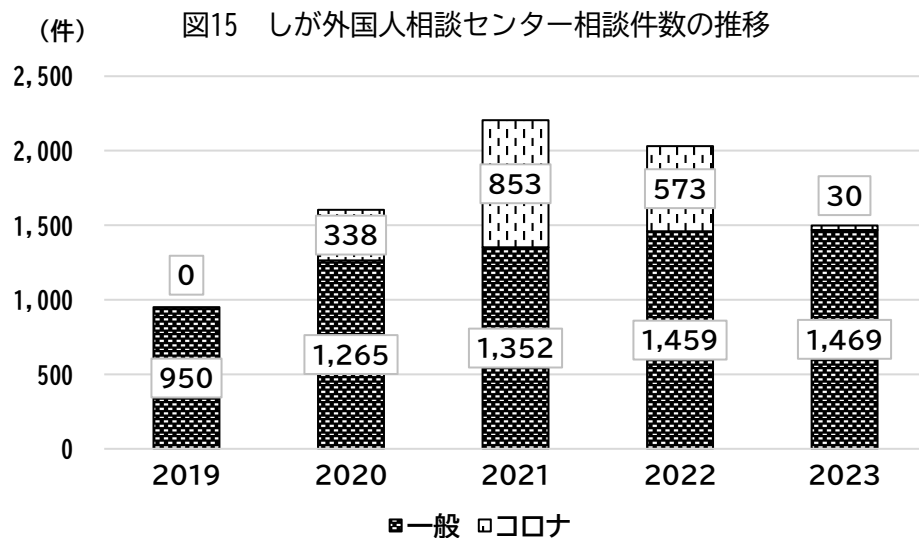
図14 公立学校に在籍している日本語指導が必要な言語別児童生徒数(滋賀県)
（日本国籍の児童生徒を含む）



（出典）文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」（令和5年5月1日現在）

(5) しが外国人相談センターにおける相談および県内の相談窓口

- (公財) 滋賀県国際協会が運営するワンストップ型の相談窓口「しが外国人相談センター」における近年の相談件数は、令和4年(2022年)以降新型コロナウイルス感染症関連の相談が減ったことに伴い減少傾向ですが、コロナ関連を除いた一般相談の件数は毎年増加しています。(図15)
- 外国語通訳・相談員は「しが外国人相談センター」以外にも15市町で配置されていますが、ベトナム語など近年需要が増加している言語への対応ができる相談窓口は県や一部の市町のみであり、多様化する国籍に対応した多言語対応が必要となっています。



(出典) (公財) 滋賀県国際協会 (各年3月31日現在)

(6) 地域日本語教室¹¹

- 地域日本語教室数は令和2年(2020年)には13市1町に32教室、令和6年(2024年)には13市2町に34教室となり、地域日本語教室のない自治体数は1つ減りました。地域日本語教室が設置されていない自治体は4町あります。

2 社会経済情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症や自然災害から得られた教訓

令和元年（2019 年）12 月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、短期間のうちに世界規模で拡大しました。感染拡大を防ぐため各国で出入国制限などの取組が進められると、国際的な往来は激減し、日常生活や経済活動は著しく制限されました。

本県においても、日本語を理解することが難しい人への情報伝達や医療、雇用といった様々な分野において課題が浮き彫りとなりました。

また、能登半島地震や南海トラフ大規模地震注意情報の発出においても、情報の伝達が課題となっており、平時から日本語でのコミュニケーションが難しい人への情報伝達や支援を実施するための体制構築を進めることの重要性が高まっています。

(2) デジタル技術の進展と普及

近年、第4次産業革命とも呼ばれる AI などの先端的なデジタル技術が急速に発展しています。これらの技術が幅広い分野で活用されることで、働き方やライフスタイルが大きく変わっていくと見込まれており、既に企業の活動や日常生活の中でも普及し始めています。

スマートフォンやタブレット端末などで、AI を活用した文書や音声を翻訳するアプリケーションを活用することができ、一般的なやり取りであれば、多言語で対応することが格段に容易となりました。

今後、ますます技術が発展し、日々の生活の中に組み込まれていくことで、多言語対応がより一般的になると見込まれ、円滑なコミュニケーションを図るために、この技術を有効に活用していくことが求められています。

(3) 法改正などの国の動向

国においては、外国人材¹²の受入促進や共生社会の実現に向けた指針を示す「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を平成 30 年（2018 年）12 月に、中長期的な課題や具体的な施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を令和 4 年（2022 年）6 月に閣議決定しており、両計画とも毎年度改定や一部変更が行われています。

日本語教育については、令和元年（2019 年）6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、令和 2 年（2020 年）6 月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。令和 6 年（2024 年）には日本語教育機関認定法が施行され、日本語教師が「登録日本語教員」として国家資格となりました。

在留資格に関しては、令和 6 年（2024 年）に入管法等が改正され、国際貢献を目的とする「技能実習」制度が廃止され、人材の確保と育成を目的とする「育成就労」制度が新設されることになりました。この改正により、家族帯同や無期限滞在が可能な「特定技能 2 号」へ移行する道筋が明確化され、また「特定技能」の対象職種や受入人数も拡充されており、今後は家族と共に長く日本で生活する外国人が増えていくものと見込まれます。